令和 8 年度 第 6 回中郷区地域協議会 次第

日　時:令和 8 年 9 月 28 日(月)18 時 30 分～
場　所:中郷コミュニティプラザ　ホール

1 開 会

2 報 告

(1) 上越市地域にぎわい事業補助金の評価及び地域ビジョンの作成について
(資料№1～7)

3 協 議

(1) 自主的審議事項「中郷区型コミュニティバスのあるべき姿」について
(資料№8)
(2) 自主的審議事項「い～住プロジェクト」について（資料№9)
(3) 中郷区の地域ビジョンの作成について（資料№10)

4 その他

5 閉 会

資料No.1
中郷区地域協議会
R8.9.28



上　越　市

地域にぎわい事業補助金

2027年度

事業概要

市では、持続可能な地域づくりを推進するため、各地域自治区におけるまちづくりを地域住民が主体的に考え、地域の様々な主体が連携・協働して行う活動に対し、補助金を交付します。

募集期間

令和８年９月１日（火）～１２月２８日（月）必着

※内容に応じて活動内容への助言や提案をさせていただくため、お早めのご相談をお願いします。

補助額

活動に必要な補助対象経費から、参加費等の活動実施に伴う収入を差し引いた額

※審査の結果、不採択となる場合があります。

※活動ごとの上限額はありませんが、各地域自治区の上限額は超過できません。

補助率

１０/１０以内（千円未満切り捨て）

※提案状況や地域協議会での評価等によっては、10/10を下回る場合があります。

対象者

５人以上の構成員等で、市の区域内で活動する法人及び団体

※政治活動、宗教活動及び営利活動を目的とする法人又は団体を除きます。

制度の概要については、次ページ以降をご覧ください。
ご不明な点があれば、まずはお気軽にご相談ください。

事業実施の流れ

～12月末	～1月末	2・3月	4月～			
①取組の相談・助言・提案	②提案内容の確認・聞き取り	③審査・採択	④審査結果の通知	⑤補助金交付申請・交付決定	⑥事業の実施	⑦実績報告・補助金交付

提案・問合せ先

地域自治区	事務所	電話番号等
高田区 金谷区 三郷区 和田区	南部まちづくりセンター	雁木通りプラザ2階 ☎ 025-522-8831 ✉ nanbu-machi@city.joetsu.lg.jp
新道区 春日区 諏訪区 津有区 高士区	中部まちづくりセンター	市役所木田第二庁舎2階 ☎ 025-526-1690 ✉ chubu-machi@city.joetsu.lg.jp
直江津区 有田区 八千浦区 保倉区 北諏訪区 谷浜・桑取区	北部まちづくりセンター	レインボーセンター2階 ☎ 025-531-1337 ✉ hokubu-machi@city.joetsu.lg.jp

地域自治区	事務所	電話番号等
安塚区	安塚区総合事務所	☎ 025-592-2003 ✉ yasuzuka-ku@city.joetsu.lg.jp
浦川原区	浦川原区総合事務所	☎ 025-599-2301 ✉ uragawara-ku@city.joetsu.lg.jp
大島区	大島区総合事務所	☎ 025-594-3101 ✉ oshima-ku@city.joetsu.lg.jp
牧区	牧区総合事務所	☎ 025-533-5141 ✉ maki-ku@city.joetsu.lg.jp
柿崎区	柿崎区総合事務所	☎ 025-536-2211 ✉ kakizaki-ku@city.joetsu.lg.jp
大潟区	大潟区総合事務所	☎ 025-534-2111 ✉ ogata-ku@city.joetsu.lg.jp
頸城区	頸城区総合事務所	☎ 025-530-2311 ✉ kubiki-ku@city.joetsu.lg.jp
吉川区	吉川区総合事務所	☎ 025-548-2311 ✉ yoshikawa-ku@city.joetsu.lg.jp
中郷区	中郷区総合事務所	☎ 0255-74-2411 ✉ nakago-ku@city.joetsu.lg.jp
板倉区	板倉区総合事務所	☎ 0255-78-2141 ✉ itakura-ku@city.joetsu.lg.jp
清里区	清里区総合事務所	☎ 025-528-3111 ✉ kiyosato-ku@city.joetsu.lg.jp
三和区	三和区総合事務所	☎ 025-532-2323 ✉ sanwa-ku@city.joetsu.lg.jp
名立区	名立区総合事務所	☎ 025-537-2121 ✉ nadachi-ku@city.joetsu.lg.jp



令和8年8月発行

上越市総合政策部地域政策課
TEL　(025) 520-5672
MAIL　chi-seisaku@city.joetsu.lg.jp

詳しくは
こちらの
ホームページから

－上越市地域にぎわい事業補助金の制度概要－



1　趣旨・対象とする活動

＃　持続可能な地域づくりに向けた地域自治を推進

上越市では、市内全域に28の地域自治区を設置し、地域自治によるまちづくりを進めてきました。
昨今、人口減少や少子化・高齢化の進行により、地域を支える様々な担い手や資源が減少していますが、このような中にあっても、将来に希望を持てる持続可能な地域づくりを進めていくためには、行政による全市的な活動はもちろんのこと、地域自治区ごとの創意工夫による主体的な活動がますます重要になると考えています。

各区には、まちづくりを進める上での様々な強みがあります。顔の見える信頼関係、小回りの利く柔軟な対応力、分野を横断する総合的な視点、地域への愛着と誇り、そして地域ならではの特徴やブランド力など、それぞれの強みを発揮し、ぜひ地域の皆さんで知恵を出し合っていただき、力を合わせながら、笑顔と活気があふれる「にぎわい」のあるまちづくりを進めていただきたいと思います。そして、こうした地区同士での切磋琢磨が行われることによって、上越市全体の魅力や活力が高まっていくことにも期待するものです。
このような動きを後押しするため、これまでの「地域活動支援事業」や「地域独自の予算事業」の実績を踏まえた新たな財源支援制度として、令和9年度から「地域にぎわい事業」を実施します。

＃　各区の地域ビジョンの実現に向けた地域活動を募集

各区の地域協議会には、地域のありたい姿、解決したい地域課題、大切にしたい地域資源や活動などを掲げた「地域ビジョン」の策定を依頼します。そして、地域ビジョンを実現するための地域活動を住民の皆さんから募集します。
ただし、令和9年度については、地域協議会で作成済みの「地域活性化の方向性」に適合する活動や地域ビジョンに掲げる内容としてふさわしい活動も対象とします。
一例として、次のような活動が考えられます。

- 地域ぐるみの教育・福祉活動（子育て・学習支援、送迎・宅配、見守り、介護予防など）
- 町内会など地域コミュニティ活動の支援（清掃活動、除雪ボランティアなど）
- 特産品の開発や販売促進、地産地消の推進による地域経済の活性化
- 移住・定住の促進や関係人口の創出（地区の情報発信、空き家の活用促進、まちなみ・景観保全、交流イベントの実施など）
- 地区内の集いの場づくり







2　対象としない活動

以下の活動については、本補助金の対象外とします。

○ 新たな公の施設や市道などのインフラ整備や市が管理している施設の整備・修繕
○ 公の施設の建設や修繕、新たな土地利用・行政サービス等を市に求めるために行う活動
○ 単なる備品の購入・設備の設置、視察旅行など、地域の活動が伴わない活動
○ 地域の住民や団体へ現金・金券などを配る・貸す活動
○ 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的とする活動、公序良俗に反する活動
○ 本市の他の補助金の交付を受けることを予定する活動

3　対象としない経費

以下の経費については、本補助金の対象外とします。

○ 社会通念上、公金での支出が適切でないと認められる経費
　（交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費など）
○ 専ら補助対象者の運営経費に充てられる経費
　（団体等の総会や役員会、活動実施に向けた企画会議や打合せに係る人件費、旅費など）
○ 活動による直接的な受益が提案者や参加者等の特定個人に限定される経費
　（個人が所有する物品や備品等の購入・修繕、教室・大会等の開催や参加に係る経費など）
○ その他市長が補助対象経費にふさわしくないと認める経費

4　活動の提案

○ 実施したい活動のある方は、活動を予定する地域自治区の総合事務所・まちづくりセンターへの訪問、電話、郵送、メールなどによりご相談ください。
○ 提案内容については、必要に応じて総合事務所・まちづくりセンターから助言や提案を行います。その後、事業提案書などの必要書類を募集期間内に提出いただきます。
○ 必要な書類は、市のホームページに掲載しているほか、総合事務所・まちづくりセンターからご案内しますので、まずはお気軽にご相談ください。

5　活動の審査



○ 審査は書面にて行います。必要に応じて、総合事務所・まちづくりセンターの職員が提案者へ内容の聞き取りを行います。
○ 各地域協議会では、以下の評価基準に基づき、活動の評価を行います。
　① 地域ビジョンへの適合性（令和9年度は「地域活性化の方向性に適合しているか」、「地域ビジョンに掲げる内容としてふさわしいか」という視点で評価）
　② 地域への貢献度　　④ 活動の実現性・効率性
　③ 多様な主体の参画度　　⑤ 将来への発展性・期待度
○ 市は、この評価結果と各区の上限額（下表）を踏まえ、採択する活動を決定します。（単位：万円）

区	上限額	区	上限額	区	上限額	区	上限額
高田区	1,240	和田区	630	谷浜・桑取区	490	頸城区	1,220
新道区	730	高士区	480	安塚区	1,170	吉川区	550
金谷区	850	直江津区	1,060	浦川原区	530	中郷区	680
春日区	1,120	有田区	910	大島区	480	板倉区	930
諏訪区	470	八千浦区	550	牧区	510	清里区	520
津有区	590	保倉区	510	柿崎区	870	三和区	660
三郷区	490	北諏訪区	490	大潟区	720	名立区	550

※総額1.8億円を基礎とし、7割を均等割、3割を人口割として算出しています。また、令和9年度に限り、令和8年度の地域独自の予算事業の提案額を踏まえ、一部の区には一定割合の金額を加算し、総額2億円としています。
※金額の最終決定は、市の令和9年度予算成立後となります。

6　活動の公表・評価



○ 活動内容や実施結果は、市ホームページでの紹介、成果報告会の開催、事例集の作成などを通じて、市民の皆さんに広くお知らせする予定です。
○ 本事業の成果は定期的に検証し、必要に応じて今後の公費支出の可否や補助制度の在り方を見直します。

資料№2
中郷区地域協議会
R8.9.28

令和８年９月 17 日

（宛先）中郷区地域協議会
会　長　竹内　靖彦　様

上越市長　小菅　淳一
（総合政策部地域政策課）

上越市地域にぎわい事業補助金に係る提案事業の評価について（依頼）

当市では、地域活動への支援としてこれまで実施してきた「地域活動支援事業」や「地域独自の予算事業」の２つの制度の成果と課題を検証し、地域自治の趣旨やそれぞれの制度の良い点などを考慮しながら、地域協議会委員の皆様からのご意見を踏まえ、財源支援の仕組みを検討してきました。

この度、人口減少・少子高齢化の進行により、地域を支える担い手や資源が縮小する中、行政による全市的な活動はもとより、地域自治区ごとの創意工夫による主体的な活動を更に実現することで、将来に希望の持てる持続可能な地域づくりを推進することを目指し、「地域にぎわい事業補助金」を創設しました。

当該補助金を活用し実施する地域活動の採択に当たっては、このような趣旨や地域住民の生活実感を踏まえ、地域にとって真に必要な提案事業を採択したいと考えております。

各区の地域協議会におかれましては、日頃から地域の現状・課題の把握に努め、地域の将来像やその実現に必要な取組等について議論を深めておられることから、同協議会の意見を踏まえた市の事業選定や地域活動の実現につなげていくため、提案事業の評価をお願いいたします。

記

１　評価の概要

⑴　評価方法

提案団体から提出された事業提案書を踏まえ、所定の基準に基づいて評価をお願いします。

⑵　評価基準

評価は、次の５項目に基づき行うものとします。

①　地域ビジョンへの適合性

※令和９年度については、各地域協議会が作成した「地域活性化の方向性」や、今後地域ビジョンに掲げる内容としてふさわしいかという観点を含めて評価をお願いします。

なお、地域ビジョンの策定については、別途、各地域協議会に依頼します。

②　地域への貢献度

③　多様な主体の参画度

④　活動の実現性・効率性

⑤　将来への発展性・期待度

次項あり

⑶　評価結果の取扱い

評価いただいた結果と各区の上限額を踏まえ、市が採択する事業を決定します。

２　スケジュール

令和８年 12 月 28 日（月）	提案事業募集締切
令和９年１月	事務局にて提案内容の検収・とりまとめ作業等
令和９年２月～3 月	各地域協議会にて評価
令和９年３月末	各提案団体へ採択通知書の送付・連絡
令和９年４月以降	各提案団体による申請手続き、事業実施、実績報告等

【担当】中郷区総合事務所　地域振興班（桐山・更山）
電話：0255-74-2411　　FAX：0255-74-2567
E-mail：nakago-soumu.g@city.joetsu.lg.jp

〇〇区

令和〇年度の上越市地域にぎわい事業補助金に係る評価票

資料No.3
中郷区地域協議会
R8.9.28

1　評価対象事業

No.	1	事業名称	〇〇〇〇事業	提案団体等名称	〇〇〇〇〇会

2　評価内容

評価　大項目	評価　小項目	評価	良いと思った点・改善すべきと思った点など
地域ビジョンへの適合性	各区の地域ビジョンに示されている地域のありたい姿やまちづくりの方向性に適合し、持続可能な地域づくりに貢献・寄与する活動である。	◎	地域 とな　継続的な地域づくりにつながる内容
	上記の中でも、特に重要度が高く、地域固有の魅力や課題に着目した活動である。	◎	地域　べきテーマであると感じた。
地域への貢献度	一過性の活動ではなく、持続可能な地域づくりを推進する上で、効果の持続性が期待できる取り組みである。	◎	人材　い効果が期待できる。
	便益が特定団体や特定の地域のみに限られず、他の地域活動や区全体への波及効果が高い、又は見込まれる活動である。	◎	活動　波及効果が期待できる。
多様な主体の参画度	老若男女による多くの地域住民から協力を得ている（得ようとしている）活動である。	○	
	地域内外の団体や企業、学校等、多様な主体との連携・協力を得ている（得ようとしている）活動である。	○	
活動の実現性・効率性	活動内容が具体的で予定に無理がなく、関係者間で合意形成が図られている（図られる可能性が高い）活動である。	○	
	自らできる取組は経費をかけずに実施し、できる限りの節約・節減に努めており、社会通念上、適正な予算規模の活動である。	－	・事 ・自　。
将来への発展性・期待度	新しい発想や先進的な取組にチャレンジしている活動である。	◎	・従 ・他　化への期待が大きい。
	老若男女に対する丁寧な声掛けが行われるなど、将来の参加者拡大やノウハウの継承が期待できる活動である。	○	
その他特筆すべき事項		－	
		－	

事業提案書
3⑵『地域の現状と課題、事業の目的』
3⑶『実施内容・実施方法』

事業提案書
3⑵『事業の目的』
3⑶『実施方法』

事業提案書
3⑶『実施方法』
3⑷『実施・協力体制』

事業提案書
3⑶『実施方法』
3⑷『実施・協力体制』
3⑹『事業の収支計画等』

事業提案書
3⑶『実施方法』
3⑷『実施・協力体制』
3⑸『今後の予定』

評価凡例に基づき、評価を行ってください。
【評価凡例】
極めて合致する＝「◎」
合致する＝「○」
合致しない、不明＝「－」

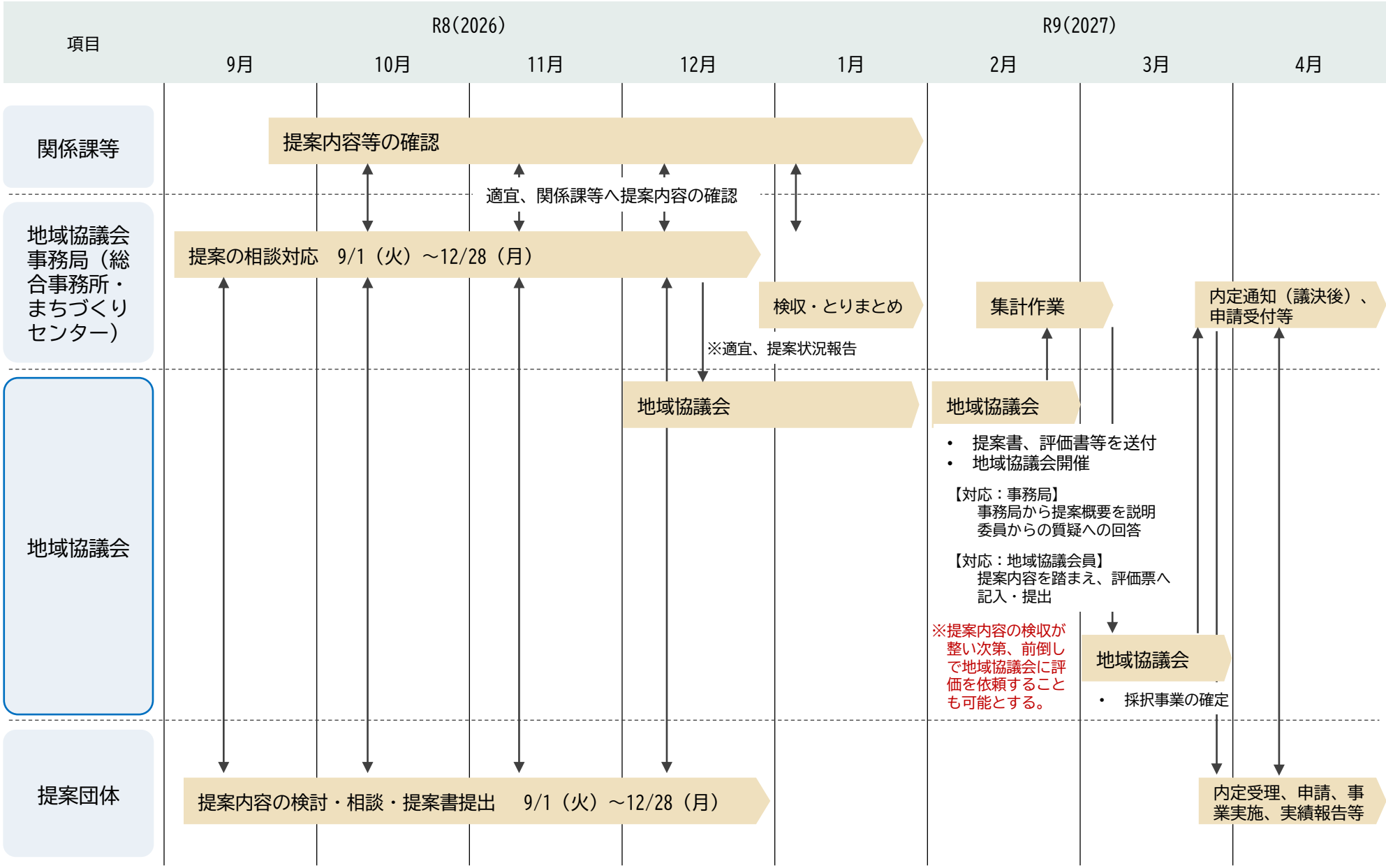
・提案書の中に「評価 小項目」の内容が読み取れるか評価してください。
・どのようなところが良いと思ったか、改善すべきと思ったかなどを個人的な主観で結構ですので可能な範囲で記入してください。

【評価凡例】　極めて合致する＝「◎」、合致する＝「○」、合致しない、不明＝「－」

地域自治推進の取組

上越市にぎわい事業補助金に係る評価手順スケジュール

資料No.4
中郷区地域協議会
R8.9.28



資料No.5
中郷区地域協議会
R8.9.28

令和８年９月 17 日

（宛先）中郷区地域協議会
会　長　竹内　靖彦　様

上越市長　小菅　淳一
（総合政策部地域政策課）

地域ビジョンの作成について（依頼）

人口減少や少子化・高齢化の進行により、地域を支える担い手が減少する中にあっても、将来に希望を持てる持続可能な地域づくりを進めていくためには、地域自治区ごとの創意工夫による主体的な活動がますます大切になると考えています。

地域の様々な主体が連携し、各区固有の地域課題に対応していくためには、地域全体で目指す方向性を共有する指針の存在が重要と考えます。この指針は、課題解決に向けた取組の整理や実施のよりどころとなるとともに、地域の取組を次世代へ継承し、将来の担い手を考える上でも有意義なものと捉えています。

つきましては、これまで各地域協議会で作成された「地域活性化の方向性」を基に、新たな地域づくりの指針となる「地域ビジョン」の作成をお願いします。

１　主な用途

地域ビジョンは、次に掲げる取組等において活用されることを想定しています。

・地域協議会における自主的な審議のテーマ設定及び審議成果の明文化
・「上越市地域にぎわい事業補助金」における提案事業の検討及び評価
・地域運営組織の在り方の検討
・その他、地域における課題解決に向けた取組の整理及び実施

２　地域ビジョンの構成

・地域ビジョンは、以下の３項目を必須とします。

項目	内容
目指す地域像（地域のありたい姿）	・自分たちの地域をどうしていくか、どうなるとよいかについて話し合い、課題解決のための目標を設定する。
地域の現状（特徴・魅力・課題）	・地域の現状及び課題を把握し、地域が有する特徴や魅力（地域資源、産業、観光、子育て、社会教育、福祉など）の観点から整理する。 ※必ずしも網羅的に整理する必要はありません。地域として力を入れていきたい重要な分野に絞っていただくことも可能です。
対応方針（項目ごとの対応）	・各区の特徴を踏まえ、地域の活性化につながる観点から、地域の現状（特徴・魅力・課題）に対する対応方針を整理する。

次項あり

※留意事項

・必要に応じて、上記3項目以外にも記載することは可能です。
・各地域協議会の自主的審議のテーマ設定や意見書の内容を制限するものではありません。
・他の団体等が作成した既存の地域の計画等（まちづくり計画、農業振興に関する計画等）における活動を妨げるものではありません。
・地域ならではの視点による内容の作成は可能ですが、市全体の方針と合致しない取組等は、市の支援対象とならない場合があります。

3　作成（更新）手順

⑴ 各地域協議会において作成手順を検討し、令和9年7月までに作成してください。

・地域ビジョンの策定に当たり、関係する地域の団体に意見を聞くことは差し支えありません。
・地域ビジョンは市から地域協議会へ作成を依頼するものであることから、地域にぎわい事業補助金等を活用し、専門家へ作成業務を委託することはできません。

⑵ 既に地域で策定されている類似の計画等がある場合は、地域協議会委員の負担軽減や作業の簡素化、地域全体で進むべき方向性を共有するという趣旨を踏まえ、類似計画を十分に活用し、実質的に一本化していく対応を推奨します。

・これまでの自主的審議事項や地域で策定済みの各種方針（地域福祉活動計画等）を取り入れること、地域の団体と連携しワークショップ形式で意見を集約することも可能です。
・地域で作成済の方針（地域福祉活動計画等）を参考に取り入れる場合には、策定元の団体等にあらかじめ許可を得る必要があります。
・相互に協力して取り組むことで効果的に推進できる事項については、積極的な連携を図ることが理想です。

⑶ 地域ビジョン策定以降、必要に応じて毎年度、見直しを行っていただくことも可能です。

4　作成・運用スケジュール

地域ビジョンの作成及び運用に係る直近のスケジュールは、以下のとおりとします。

時期	内容
令和8年9月～令和9年7月	地域協議会において地域ビジョンを作成
令和9年8月～令和9年12月	市ホームページで地域ビジョンを公開 令和10年度上越市地域にぎわい事業補助金の提案募集開始
令和10年2月以降	地域協議会において令和10年度上越市地域にぎわい事業補助金に係る提案事業の適合確認に活用

5　その他

既存の「地域活性化の方向性」は、「地域ビジョン」の作成をもって廃止するものとします。

【担当】中郷区総合事務所　地域振興班（桐山・更山）
電 話：0255-74-2411　　FAX：0255-74-2567
E-mail：nakago-soumu.g@city.joetsu.lg.jp

地域ビジョンの作成及び更新手順（一例）

資料No.6
中郷区地域協議会
R8.9.28

凡例：必須　任意

初年度

ステップ①	ステップ②	ステップ③	ステップ④]	ステップ⑤
作成工程の協議	**意見交換・学習会**	**グループワーク**	**協議・素案作成**	**確定**
• 作成工程の検討	• 委員及び地域団体との意見交換や学習会を通じて、地域の現状や課題等を把握し理解を深める • グループ編成及び協議の進め方を整理	• 班に分かれて課題の整理や素案作成に向けた方向性について協議	• 各班で整理した素案の内容について意見交換 • 意見を集約し、素案の調整・取りまとめ	• 素案に対する意見を反映し、最終案を確定
R8.9～				R9.7

次年度以降

ステップ①	ステップ②	ステップ③	ステップ④]	ステップ⑤
現状確認・振り返り	**見直し方針の整理**	**グループワーク**	**修正案作成・協議**	**反映・確定**
• 前年度の取組内容や成果を整理 • 実施状況や課題、改善点を確認	• 重点的に見直す項目を検討 • 協議の進め方を整理	• 班に分かれて課題や改善案を検討、新たな課題やニーズを整理 • 各班で整理した内容について意見交換、集約し、見直し内容の取りまとめ	• 見直し内容を反映した修正案を作成 • 全体での意見交換・調整	• 修正案を反映、最終案を確定
R10.4～				R10.7

地域ビジョンの公表イメージ

資料No.7
中郷区地域協議会
R8.9.28

○○区

※本様式のほかに、内容を補足する資料を添付することも可能とする

作成日：令和○年○月○日

目指す地域像

○○○○○な地域を目指します。

地域の現状（特徴・魅力・課題）

① 歴史資源（雁木・町家・寺院など）について

良い点 ・歴史的建造物や町並みといった地域資源がある
課題 ・若い世代への地域文化の継承が進みにくい

② ○○○○○

良い点 ・・・
課題 ・・・

③ ○○○○○

良い点 ・・・
課題 ・・・

④ ○○○○○

良い点 ・・・
課題 ・・・

※地域の現状を分野ごとに整理

対応方針（項目ごとの対応）

① 雁木・町家・寺院など歴史資源をいかした活動を推進
（例）○○○○○事業

② ○○○○○
（例）○○○○○事業

③ ○○○○○
（例）○○○○○事業

④ ○○○○○
（例）○○○○○事業

※事例の記載は任意

※イベントの様子や四季折々の風景写真等

写真等
（○○の様子）

写真等
（○○の様子）

※写真の掲載は任意

中郷コミュニティバス「さくら号」運行状況（R8.8.31現在）

資料No.8
中郷区地域協議会
R8.9.28

◎利用件数の比較

	回数券	現金	合計	*R7年度*
R8.4月の利用件数	181	4	185	*115*
R8.5月の利用件数	136	5	141	*127*
R8.6月の利用件数	181	4	185	*116*
R8.7月の利用件数	160	5	165	*159*

					8/1/(土)	8/2/(日)	週計
		（上段8年度）			7		7
		（下段7年度）		*2*	4		*6*
8/3/(月)	8/4/(火)	8/5/(水)	8/6/(木)	8/7/(金)	8/8/(土)	8/9/(日)	
0	14	4	11	10			39
5	*10*	*2*	*6*	*3*			*26*
8/10/(月)	8/11/(火)	8/12/(水)	8/13/(木)	8/14/(金)	8/15/(土)	8/16/(日)	
	6	1	17	2			26
	12	*4*	*5*	*8*			*29*
8/17/(月)	8/18/(火)	8/19/(水)	8/20/(木)	8/21/(金)	8/22/(土)	8/23/(日)	
4	16	5	21	2			48
2	*19*	*4*	*16*	*0*			*41*
8/24/(月)	8/25/(火)	8/26/(水)	8/27/(木)	8/28/(金)	8/29/(土)	8/30/(日)	
2	14	10	18	8			52
4	*12*	*4*	*16*	*2*			*38*
8/31/(月)							
3							3
							0
9	50	20	67	22	7	0	175 （上段8年度）
11	*53*	*14*	*43*	*15*	*4*	*0*	*140* *（下段7年度）*

月曜日　南・西地区新井病院便／北地区区内巡回便
火曜日　中・東・北地区新井病院便／東・南地区区内巡回便
水曜日　西・中・北地区区内巡回、新井買い物便
木曜日　全地区新井買い物便
金曜日　中・東・南・西地区関山便
令和7年度分は、曜日を合わせるため初日の記載欄が異なる



9条交付金の使途に関する課題と対策

資料No.9
中郷区地域協議会
R8.9.28

1. 現状（背景）

特定防衛施設（関山演習場）



防衛施設の運用により生活環境に影響

→ **特定防衛施設周辺整備調整交付金**

毎年約4,500万円

→ **上越市**

中郷区住民の生活環境の改善に寄与する
主にハード事業に充当



→ （過去の交付金事業）
- 消雪パイプの整備
- 排水路の改修
- 除雪車の購入
- コミュニティプラザ改修

など

2. 課題

(1)交付金の使途に関する課題

①ソフト事業への交付金活用について、地域協議会やまちづくり団体から強い要望があり、防衛省も推奨している。

②学校給食や消雪パイプ修繕などに交付金が充当されてしていることに対し、住民から不満の声が寄せられている。

住民の不信感の増大



(2)まちづくりの課題

①子ども、若者の減少
- 小・中学校の存続危機
- 高齢化による担い手不足

②地域活動の衰退
- トキ鉄からまちづくり振興会への委託料の減額
- 会費増額に対する町内会の反対

③市補助金（中郷区に対する予算枠）の減額（▲200万円）
R8：740万円　（地域独自の予算）
→R10：540万円（にぎわい補助金）

3. 対策

特定防衛施設周辺整備調整交付金

毎年約4,500万円

→ **ソフト事業の推進**

交付金の一部を積立
各事業を実施



令和9年度～12年度の4年間

「い～住プロジェクト（移住・定住の促進）」を地域協議議会・団体・行政の3者が協働で推進



9条交付金の活用の枠組み

防衛省の事業内容審査

交付申請

交付決定

上越市中郷区総合事務所
【中郷区地域振興事業基金】

地域協議会の自主的審議事項「い～住プロジェクト（移住・定住の促進）」を
地域協議会、地域の団体、行政の3者が協働で取り組む事業

交付申請

交付決定

委託

【地域団体が実施主体となる事業】

・未来の桜プロジェクト（桜並木の保全活動）
・二本木駅での中高生の「い～場所」づくり
・若者ネットワーク構築による担い手育成　等

【上越市が実施主体となる事業】

・二本木駅を活動拠点とした地域活性化　等

中郷区地域ビジョン　令和8年9月〇日策定

資料No.10
中郷区地域協議会
R8.9.28

目指す地域像

〇〇〇〇〇〇な地域を目指します。　※裏面 案を協議し決定



い～住P：【い～住プロジェクト】移住・定住を促進する新たなプロジェクト（令和9年度から実施）

地域の現状（特徴・魅力・課題）

1　子育て環境

良い点
・地域住民が子どもの居場所づくりに取り組んでいる
・世代を超えた交流や体験活動の機会が多い

課　題
・地域ぐるみで子どもを育てる環境の維持
・子どもが地域への愛着を持つ機会の拡充

2　移住・定住

良い点
・地域への愛着を持つ人が多い
・小中学生が地域活動へ参画している

課　題
・若者流出抑制　　・空き家の発生抑制
・若者の地域活動への参画
・地域とつながる仕組みづくり

3　地域資源

良い点
・二本木駅や縄文遺跡がある
・雪、山、川、桜など豊かな自然環境に恵まれている

課　題
・地域資源の活用と市内外への情報発信の不足
・特産品や魅力商品の開発

4　地域の支え合い

良い点
・地域活動が盛んで、活動する団体や住民が多くいる
・人と人とのつながりが強い



課　題
・関山演習場周辺地域の生活環境改善
・少子高齢化による地域活動の継続
・公共交通に代わるご巡幸の確保　　・冬季生活の不安解消

対応方針

1　子どもが育ち“大好き”が続く地域づくり

取　組　子どもの居場所づくり、小中学生の地域活動への参画、世代間交流、小中学生の健康増進、子育て世代の交流、親子で参加できるイベント

事　業
【継続】子どもの い～場所開設事業
「こ食」解消で健康な身体づくり事業
【新規】中高生の い～場所づくり（い～住P）

2　帰ってこられる地域づくり

取　組　放置空き家の未然防止、二地域居住の促進、転出後も中郷区とつながる仕組みづくり、移住・定住につながる情報発信と受入体制の確保

事　業
【継続】中郷区空き家相談窓口設置事業、なかごう夏まつり
【新規】未来の桜プロジェクト、若者のネットワークづくり（い～住P）

3　集い、楽しみ、誇れる地域づくり

取　組　地域資源を活かした活動・イベント、中郷区の魅力を発信する活動、特産品の開発

事　業
【継続】二本木駅鉄道まつり、なかごう雪ん子まつり、未来へのバトン！地域の先輩に学ぶ事業、「縄文の郷 中郷」具現化事業
【新規】二本木駅活性化事業（い～住P）

4　人と人がつながり、支え合う地域づくり

取　組　世代間交流、地域の担い手づくり、高齢者支援活動、生きがい・出番づくり、公共交通の充実、雪対策

事　業
【継続】中郷区高齢者いきいき支援事業、コミュニティバス「さくら号」の運行、小さなまちで始める共生のまちづくり事業

別紙

目指す地域像（案）

① 誰もが地域とのつながりの中で **自己有用感** を育み、「**大好き！**」がいつまでも続く地域を目指します。

② 「**ずっと大好き！中郷**」の想いを未来へつなぎ、いつまで住み続けたい「**共生・創造する地域**※」を目指します。

※異なる存在が互いに関わり合いながら共に生き、これまでなかったものを新しく生み出す地域

③ **子どもが育ち**、**世代がつながり**、**誰もが役に立てる**と感じられる未来が続く地域を目指します。

④ 「**ずっと大好き！中郷**」を未来へのバトンに、住み続けたい、帰ってきたい地域を目指します。

⑤

中郷区地域協議会自主的審議事項
令和７年７月２８日審議開始

「い～住プロジェクト」

～子どもたちがいる未来を！みんなで始める“まちづくり”～

キーワードは３つ！
「子」「帰」「誇」

① **子**どもが育ち、“大好き”が続く地域づくり

② **帰**ってこれる地域づくり ～一人ひとりに役割（出番）がある中郷～

③ 集い、楽しみ、**誇**れる地域づくり

～ 実現に向けた3本柱 ～

・中郷区地域協議会では、人口減少に対する危機感から、移住定住促進に向けた可能性を探るため、自主的審議事項として「い～住プロジェクト」を立ち上げ、上越市創造行政研究所の指導・助言の下、地域の魅力や課題について検討を重ね、令和8年3月に移住定住の実現に向けた取組を3本柱としてまとめた。
・「い～住プロジェクト」は、令和8年3月7日開催の「令和7年度 中郷区地域協議会活動報告会」及び令和8年7月25日発行「地域協議会だより」等で住民に周知し、地域全体で意識の醸成と取組の実現を図っている。
・新たな取組を実行するため、令和8年4月27日、地域協議会が「い～住プロジェクト第1回座談会」を開催し、委員と総合事務所職員、地域住民14人が加わり、様々なアイディアを出し合い、プロジェクト3本柱の事業化を進めている。

中郷区における地域ビジョン（①＋②）の具現化

①「地域活性化の方向性」の取組を推進

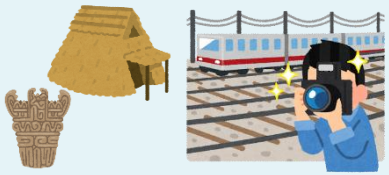
「ずっと大好き中郷！未来へのバトン」をキャッチフレーズに、いつまでも住み続けたいまちづくり

地域で子どもを育てるまちづくり



・「こ食」解消で健康な身体づくり事業

子育てを楽しめるまちづくり



・二本木駅鉄道まつり

“つながり”で支え合うまちづくり



・高齢者いきいき支援事業

人を活かすまちづくり



・小さな地域で始める共生のまちづくり事業
・「縄文の郷 中郷」具現化事業

＋

②「い～住プロジェクト」の取組を推進

移住・定住を促進する3本柱の各種取組を地域住民と行政が協働で実行





〈補助事業〉

・未来の桜プロジェクト（桜並木の保全）
・二本木駅での中高生の「い～場所」づくり
・若者ネットワークの構築による担い手育成

〈委託事業（協働）〉

・二本木駅を活動拠点とした地域活性化事業

